

ようこそ、
葛飾区議会の皆さん！

古賀市議会の 議会改革の取り組み その歩みと今後の課題

2018年4月17日（火）
古賀市議会

	葛飾区	古賀市
人口	461,060人	58,730人
世帯数	231,093世帯	24,858世帯
面積	34.8 平方km	42.07 平方km
議員数	40人	19人

（4月1日現在） （3月末日現在）

2017年度の視察（26議会）

14議会 2015年度の視察
13議会 2016年度の視察

2018年度の視察

①4月17日（火）東京都葛飾区議会
②5月14日（月）兵庫県南あわじ市議会
③5月16日（水）広島県尾道市議会

今期
54議会

①4月13日（木）富山県小矢部市議会
②5月31日（水）鹿児島県志布志市議会
③7月13日（木）三重県名張市議会
④7月27日（木）香川県三豊市議会
⑤8月3日（木）鳥取県浜田市議会
⑥8月7日（月）埼玉県越谷市議会
⑦10月5日（木）山形県南陽市議会
⑧10月12日（木）茨城県土浦市議会
⑨10月25日（水）山形県長井市議会
⑩11月7日（火）熊本県上天草市議会
⑪11月7日（火）兵庫県播磨町議会
⑬11月14日（火）茨城県常陸大宮市議会
⑭1月9日（火）福岡県中間市議会
⑮1月15日（月）栃木県小山市議会
⑯1月16日（火）愛知県東海市議会
⑰1月24日（水）石川県小松市議会
⑱1月25日（木）大阪府北摂市議会議長会（7議会）
⑲2月2日（金）長崎県長与町議会
⑳3月29日（木）沖縄県名護市議会

今日お話しする主なテーマ

<前半>

- (1) 議会改革前史の紹介
- (2) 2011年5月以降の議会改革の経験
 - ◆制度上の改革や自由討議、議会報告会など
- ※質疑応答

<後半>

- (3) 政策提言力向上、今後の課題
 - ◆政策推進会議（防災対応、公共交通）
大学とのパートナーシップ協定など
- (4) その他
- ※質疑応答

3



改革の模索

1995年9月の申し込み
議案採決を最終日にすること
一般質問持ち時間制を（30分）提案

1996年9月の申し込み
「議会だより」の発行
一般質問通告書の傍聴者配布を提案

前半

前期議長（奴間健司）就任の所信表明（2011年5月）

第1に、魅力と誇りある古賀市を目指す。古賀市の持てる特徴を最大限に生かし、市民の皆様の幸せ、環境、福祉、子育て、教育、そして産業振興など魅力あるまちづくりを実現するため、議会として19名の議員全員で積極的に役割を果たすよう努力する。

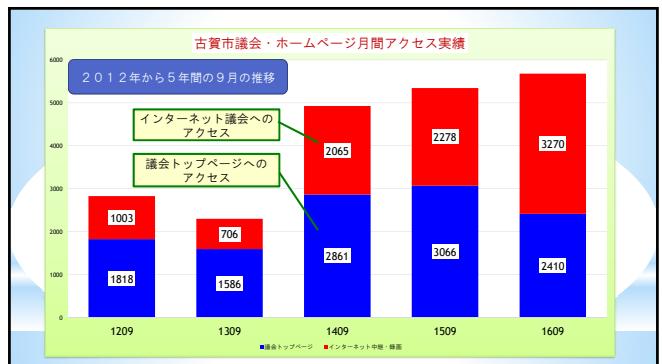
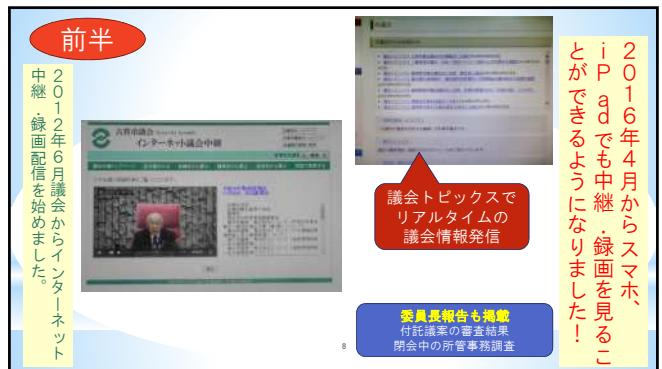
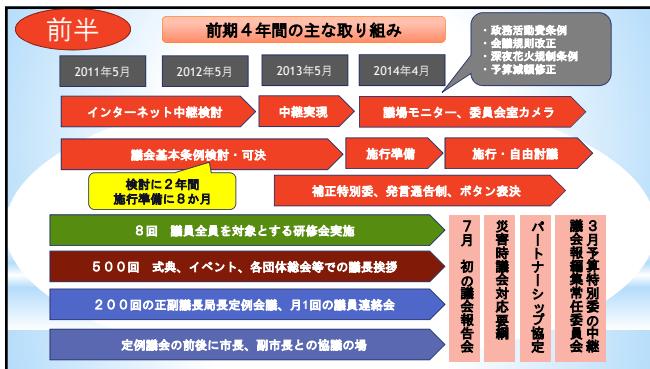
第2に、開かれた議会の充実を目指す。議会だよりの充実や議会のインターネット中継、録画の配信、議会ホームページの充実、議会主催の報告会の開催、市民が傍聴しやすい環境整備に取り組む。

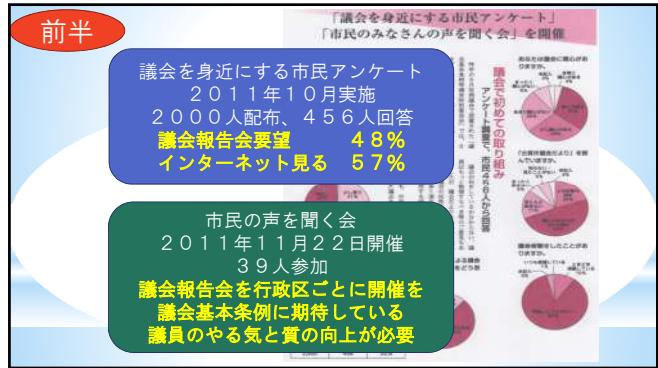
第3に、議会の役割を發揮するために努力。議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言、各種団体との意見交換等の充実に取り組む。議会全体での研修会、議会基本条例の策定や第4次総合振興計画の策定について取り組む。

第4に、民主的な議会運営。日ごろからの議員同士のコミュニケーションに加え、議員連絡会の定期開催、必要に応じた会派代表者の開催、正副議長と事務局との定期的打ち合わせなどに取り組む。

第5に、議会事務局の充実。議会事務局の職員が仕事をしやすい環境整備に配慮し、議員の調査研究活動、政策づくりなどに対するサポート体制の充実に向けて配慮する。

6







前半 反問権付与

議会基本条例で反問権付与を規定

- 基本条例 第9条第2項
議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

確認書（抜粋）

- 反問の内容が議員が行った質問・質疑の範囲から逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持ち時間に算入しない。
- 市長等は、反問権を行使するときは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。

議会基本条例で定めた反問権等の運用について
議長と市長で確認書に捺印（2014年3月27日）

2017年6月議会で中村隆象市長が初めて行使

前半 請願・陳情

議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

- 基本条例 第6条第4項
議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聞く機会を設けることができる**。

請願審査

- ① 所管委員会に付託
- ② 紹介議員から願意の説明
- ③ 紹介議員に対する質疑
- ④ 紹介者の意見陳述、質疑（5分間で意見陳述）
- ⑤ 討論、採決

陳情

- ① 陳情文をコピーして全議員に配布
- ② 議会だよりに記載

前半 請願者の意見を正式に聞く機会を実現

議会基本条例で自由討議尊重を規定

- 基本条例 第4条第1項
議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

会議規則で自由討議の運用を規定

- 会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたときは動議があったときは、会議にあって**自由討議を行うことができる**。
- 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

紹介議員の説明と質疑が終了したあと、5分以内という条件で請願者から意見をお聞きしました。

前半 自由討議の活用①

議会基本条例で自由討議尊重を規定

- 基本条例 第4条第1項
議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

会議規則で自由討議の運用を規定

- 会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたときは動議があったときは、会議にあって**自由討議を行うことができる**。
- 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

前半

自由討議の活用②

議会基本条例施行前に自由討議を試行

- 2013年12月議会 術補予算審査で休憩中に自由討議を試行

総務委員会で自由討議を活用

- 2014年6月議会 総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）で自由討議を活用

決算特別委員会で自由討議を活用

- 2014年9月議会 決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が発言。委員長報告に盛り込む。

まち・ひと・しごと特別委で自由討議

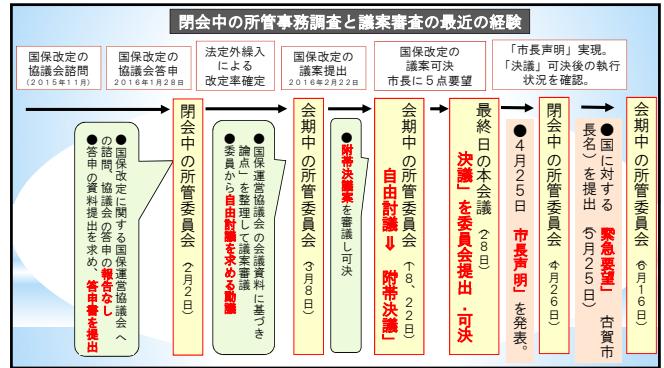
- 2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議

市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」

- 2016年3月議会 国保税改定に伴う市長への要望

予算委員会で自由討議

- 2018年3月議会 一般会計当初予算案について自由討議



前半

タブレット活用

資料をPDFファイルで提供

- 2013年3月議会以降
議運メンバーで霧島市議会の先進事例を視察研修
- 2013年7月（政務活動）
議運で逗子市議会のタブレット活用を視察
- 2014年7月29日
9月議会最終日に報告。執行部に早期検討を提言。



本会議、委員会へのパソコン等の
持ち込みを許可
すでにほぼ全議員が活用しています

Googleドライブを
活用した資料、日程、名簿
などの共有から着手

前期

逗子市議会の視察風景

27



前半

本期議長（結城弘明）の立候補の際の所信表明（2015年5月）

行動指針

前期に施行した議会基本条例に基づき、二元代表制の元、執行部とは建設発展的に議論し、可能な限りの議員経験を求めて、その最も得意の意志に基づき即行動。議会内では建設的な議論を経てオリジナリティに富んだ古賀議会の形成に努力

1 議会運営（判りやすい議会の構築）

- (1) 議会の可視化の拡充
 - ①インターネット配信の有効活用と使用促進のための周知
 - ②議会に関する市民アンケート、必要かつ親しまれる広報
- (2) 議員間の情報の共有
 - ①府内研修の充実
 - ②タブレット端末の有効活用や情報機器活用に向かう執行部に働きかけ
 - ③複数来院には書簡の委員会は可能な限り対応し情報を得る。

2 まちづくりへの施策について

- (1) にぎわいと希望ある古賀市を創る
 - ①第4次総合振興計画後期見直し、農業、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し特別委員会などの体制づくり
 - ②人口増倍策について三世代が居住できる環境づくり
 - ③土地の有効活用で経済の活性化
- (2) 機動的政策提言、執行部の評価・支援、県・国への働きかけ



前半の質疑応答

31

「こが市議会だより」の歩み

後半

- 1997年3月 議会だより発行検討委員会
- 1997年9月24日「市議会報編集委員会」発足
- 1997年11月 「創刊号」発行～第80号まで発行
- 1999年6月 「議会報編集特別委員会」設置
- 2005年1月 姫野町議会の視察
- 2005年3月 黄昏一覧、討論概要掲載
- 2006年2月 深沢先生研修会・地方議会人掲載
- 2011年2月 「議会報編集マニュアル」を作成
- 2015年3月 「議会報編集常任委員会」化を可決



議会だよりの一般質問のスタイル
経験交流をお願いします！

「かつしか区議会だより」

こが市議会だより

後半

議案修正、議員提案条例

総合振興計画に対する議会としての提言の経験
●第4次総合振興計画に対する6点の提言（2013年2月臨時会）

予算関係の減額修正案可決の経験
●当初予算案の海外傍観費の減額修正（2013年3月議会）
●補正予算案の保育所新設補助の減額修正（2013年12月議会）
●当初予算に対する付帯決議（2014年3月議会）

議員提案による条例制定の経験
●深夜花火規制条例の議員提案、可決（2013年6月議会）



政策推進会議

市民の声をもとに提言に向けた議員間討議を積み重ねました

政策推進会議全体会の様子

政策課題の発表会

議会基本条例・第13条

- 市政に関して重要なものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、**政策推進会議**を開催することができます
- 提言として取りまとめたものについて市長等に報告することができます

政策推進会議運営要綱

- （所掌事務）政策課題の決定、調査研究の実施、**政策的条例案**の策定、市長に対する**政策提言**の報告
- （役員会）副議長及び各会派から選出された者で役員会を置く。
- （役員会の所掌事務）政策課題の募集及び選定、政策課題発表会の企画及び実施、議会報告会を受けた政策課題の発意、緊急性および必要性が高い政策課題の発意

提言に向けた議員間討議

後半

前期の政策推進会議役員会の活動
古賀市議会災害対応要綱を策定

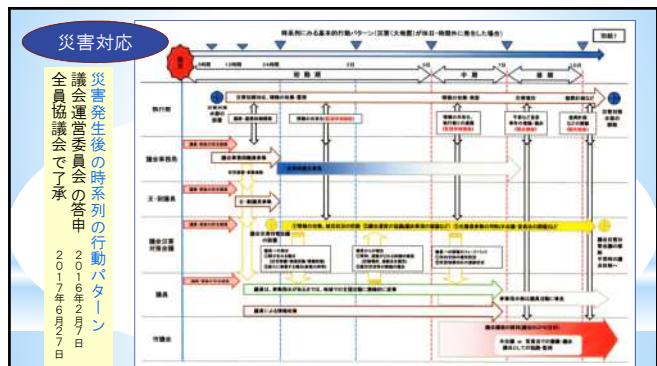
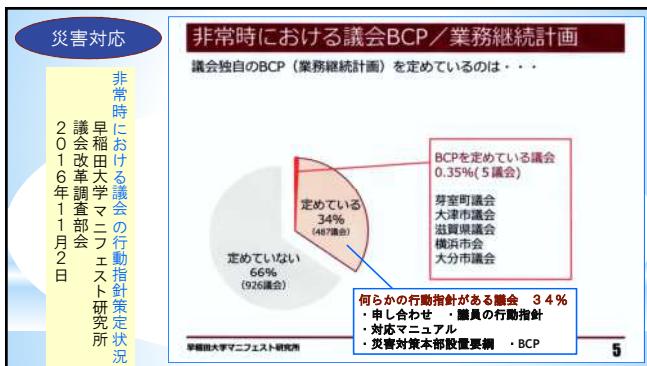
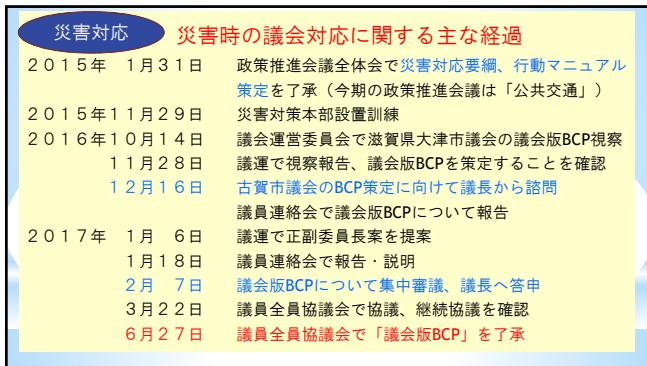
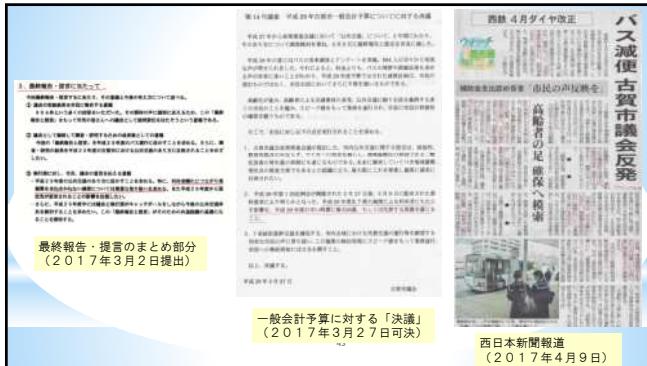
「災害対応要綱」
①警戒本部第1配備
局長が議長に報告
②警戒本部第2配備
議長は副議長、総務正副委員長を招集
③災害対策本部
議長は議会災害対策会議を設置（正副議長、議連と各常任正副委員長）
④所掌事務
安否及び居場所確認、災害情報の集約、市対策本部への情報提供、市対策本部からの情報の議員への提供
※議会事務局職員は議会の対策会議の業務に従事することになった。

今回の熊本地震はこのレベル

政策推進会議は各会派選出メンバーで構成
議長はオブザーバー
役員会でまとまったことなどは全体会で協議確認します

業務継続計画は議運答申をもとに協議し全協で了承確認します





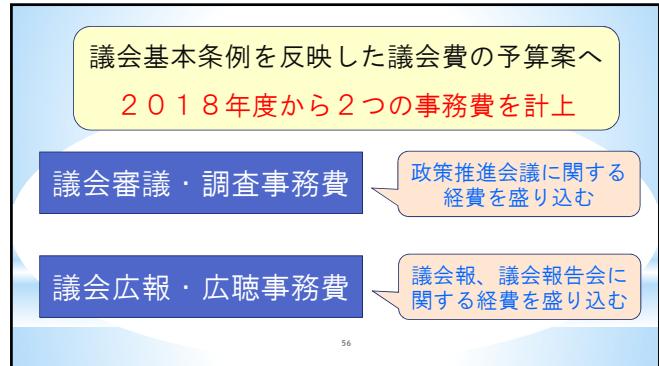
災害対応						
ケース	実施会員の特徴	議題	本会開催可否	本会開催不可	委員会	一般 質問
1	告げ1 地震震度くらい 備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	別途別 開会	●市長判断で 決済分可否
2	告げ2 (財団) 地震震度 備蓄	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	別途別 開会	●市長判断で 決済分可否
3	日の本会議 二日目の本会議	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	○付議、審定一本会議除外 ○付議、審定一本会議除外、討議、採決	●市長判断で 決済分可否
4	委員会	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	○付議、審定一本会議除外 ○開会不可の委員会	●付議、審定一本会議除外 ●開会不可の委員会
5	一般質問	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	○付議、審定一本会議除外 ○開会不可の委員会	●付議、審定一本会議除外 ●開会不可の委員会
6	最終日の本会議	備蓄不可能な場合は正副 議長、議事進行委員長等有 職員	●開会不可	●開会不可 議長や他の上級 職員も含む	○付議、審定一本会議除外 ○開会不可の委員会	●付議、審定一本会議除外 ●開会不可の委員会

後半

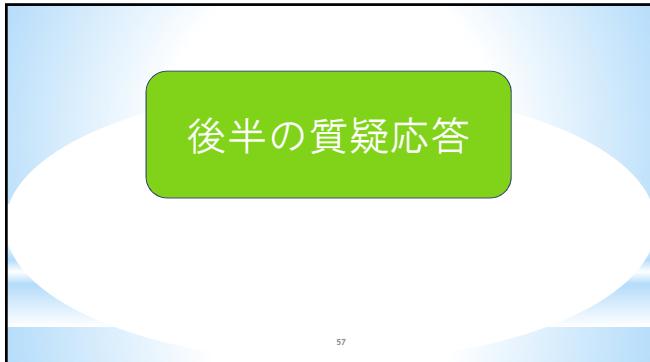
福岡女子学院看護大学と古賀市議会
のパートナーシップ協定を締結
(2015年2月24日)

前期

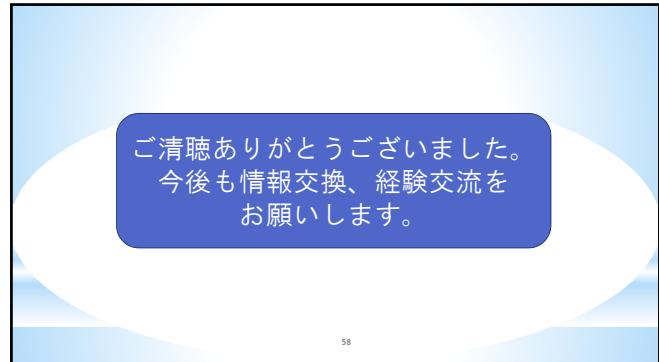
看護大学の松尾和枝教授が
議場で記念講演
(2015年2月24日)



56



57



58